

地域計画の策定後は、農地の売買・貸借 の手続きが大きく変わります！！

令和6年6月 由仁町農業委員会

売買の場合

農地所有者



地区農業委員に相談



農業委員会事務局



・地域計画、権利関係等に問題ない場合、農地所有者はあっせん申出書を農業委員会へ提出

地域計画で位置付けられている耕作者に対しあっせん調整



農用地利用集積等促進計画を農業委員会総会で審議・決定して売買

※売買、貸借ともに農地バンク（農業公社）を経由します。

- ・地域計画で位置付けられている耕作者の確認（耕作者が異なる場合、地域計画の変更手続きが必要）
- ・売買農地の権利関係を確認

貸借の場合

農地所有者



地区農業委員に相談



農業委員会事務局



地域計画で位置付けられている耕作者に対し貸借調整



農用地利用集積等促進計画を農業委員会総会で審議・決定して貸借

売買方法（2通り）

- ① 貸付タイプ（旧農地保有合理化事業）
- ② 即売りタイプ

- ・地域計画で位置付けられている耕作者の確認
（耕作者が異なる場合、地域計画の変更手続きが必要）
- ・貸借農地の権利関係を確認

※これまでの、「貸し手」と「借り手」の相対による農用地
利用集積計画の貸借は廃止となります。